

第56回 営業保証金制度と 弁済業務保証金制度

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

旅行業法では、旅行業務について旅行者と取引を行う旅行者の債権を保護するために、「営業保証金制度」と「弁済業務保証金制度」の2つの制度を規定しています。なぜ2つもあるのか。今回は、両制度の違いについて説明いたします。

制度の概要

営業保証金制度も弁済業務保証金制度も、旅行者と旅行業務に関し取引した旅行者が、旅行者から債務の弁済を受けることができなかった場合に、あらかじめ供託所に供託している営業保証金又は弁済業務保証金から弁済を受けることができる制度です。営業保証金（弁済業務保証金）の額は旅行者の前年度における旅行者との取引額に応じて定められており、旅行者の債権額が営業保証金額又は弁済限度額を超える場合は、債権額に応じて按分して支払われます。

これらの制度は、いずれも取引の相手方である旅行者を保護することを目的としており、旅行者の信用を高めることにもつながっています。

なお、旅行者は、毎事業年度終了後100日以内にその事業年度の旅行者との取引額を登録行政庁へ報告し（いわゆる「100日報告」）、営業保証金の場合には主たる営業所の最寄りの供託所に追加供託や取戻し

を、弁済業務保証金の場合は旅行業協会にも取引額を報告して追加納付や取戻しをして過不足調整をします。

旅行者はどちらを納めるのか

旅行者は供託所に供託する営業保証金か、旅行業協会へ納付する弁済業務保証金分担金のどちらかを選択すれば良いことになっています。なお、平成8年の旅行業法改正までは旅行業協会の正会員であっても登録を受けた日から1年を経過しないと弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付できず、登録直後は必ず営業保証金を供託する必要がありました。

では、どうして営業保証金の旅行者と弁済業務保証金分担金の旅行者があるのでしょうか。

それは「弁済業務保証金分担金」の額にあります。「弁済業務保証金」を分担するので「分担金」の文言が加えられていますが、この額は営業保証金の額の5分の1となっているからです。

なぜ5分の1の額で良いのかというと、旅行業協会に加入する正会員（保証社員）が営業保証金の5分の1の金額を分担金として出し合って経営に行き詰った会員の5分の4の債務を弁済するという一種の互助組織として機能し、また5分の4はその会員から回収できないときは弁済業務保証金もたらす利息等（弁済業務保証金準備金）で最終的に穴埋めする仕組みになっているからです。

そうすると旅行者は、少ない金額で済む弁済業務保証金分担金を選ぶのではと思われがちですが、実際には営業保証金を供託して事業を行う旅行者があります。理由は様々考えられますが、弁済業務保証金分

担金は現金での納付しかできませんが、営業保証金であれば国債や地方債などの有価証券を充てることができ、また、旅行業協会の正会員とならなければ実務上、旅行業登録申請よりも前に旅行業協会への入会申請書類が提出され、旅行業登録が完了する前に旅行業協会入会が仮承諾されています。弁済業務保証金分担金を納めることができないため、正会員となるための入会金や会費等の諸経費を負担したくない旅行者もいるからです。

旅行者にとっての違いは？

では、旅行者にとって両制度の違いはあるのでしょうか。例えば、営業保証金300万円又は弁済業務保証金分担金60万円（弁済限度額300万円）である旅行者が倒産して、旅行が実施できなくなったとします。被害を受けたお客様が30人、旅行代金は一律に10万円であれば債権の申出額は合計300万円となり、旅行代金全額の還付（配当）が受けられます。

弁済業務保証金制度では、弁済業務保証金の還付は旅行者から委任を受けた旅行業協会が受け取った後、旅行業協会はおお客様の指定口座へ10万円を振り込みます（なお、お客様自ら還付を受けることもできます）。一方、営業保証金制度では、10万円から、公告のための官報掲載費や郵送料などの手続に要した費用が差し引かれ、供託所へ「証明書」を持って自ら還付を受けに行く必要があります。

還付（配当）に充てられる金額という点では同じ制度と言えるかもしれませんが、弁済業務に関する事務手続きに要する手間や手数料の負担等においては違いがあることもお忘れなく。

(杉原)